令和3年第3回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

च	/\	件	数		
区	分	令和3年第3回	令和2年第3回		
1 条	例	2	4		
(1)制	定	0	1		
(2) 全 青	部 改 正	0	0		
(3) — ‡	部 改 正	2	3		
(4)廃	止	0	0		
2 予	算	4	3		
(1) 一 頻	般 会 計	1	1		
(2)特 5	引 会 計	2	2		
(3) 企	業会計	1	0		
3 その他	の議案等	10	10		
-	計	16	17		

2 専決処分

[]	分	件	数		
区		令和3年第3回	令和2年第3回		
1 承	認	0	0		
(1)条	例	0	0		
(2) 予	算	0	0		
2 報	告	1	0		
計		1	0		

令和3年第3回東浦町議会定例会議案等概要 (予算関係議案を除く。)

第1 同 意

1 教育長の任命について(同意第6号)

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4 条第1項の規定により、議会の同意を求める。

」 上よう じ とおる 字 (新任)

東浦町大字森岡 昭和33年生

2 教育委員会委員の任命について(同意第7号)

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

中村希代美(新任)

東浦町大字石浜 昭和54年生

第2 報 告(専決処分)

損害賠償の額の決定及び和解について (報告第8号)

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

道路の管理瑕疵による人身事故

概 要	町の損害賠償額
令和3年3月11日(木)午前11時頃、相手方が町道森岡25号線を	69,506円
自転車で西から東へ走行していたところ、経年劣化により生じた舗	(過失割合80%)
装のくぼみと側溝との間の段差に当該自転車の前輪が引っ掛かっ	
たため、相手方が転倒し、第2腰椎を圧迫骨折した。	

第3 報 告(その他)

令和2年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について(報告第9号)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により資金不足比率を、それぞれ監査委員の意見を付けて議会に報告する。

1 健全化判断比率(単位:%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	$- (\triangle 6.72)$	13. 27	20.00	
連結実質赤字比率	- (△24.02)	18. 27	30.00	
実質公債費比率	0.0	25. 0	35. 0	
将来負担比率	– (△32.8)	350.0		

注 ()内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率(単位:%)

会計名	比率	経営健全化基準	
東浦町水道事業会計	_	20.0	
東浦町下水道事業会計	_	20. 0	

注 比率の「一」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合

第4 議 案:条例(一部改正)

1 東浦町税条例の一部改正について (議案第32号)

地方税法の一部改正(公布:令和3年3月31日 施行:令和3年4月1日等)に伴い、所要の規定を整備する等

施行日:令和4年1月1日等

(1) 個人町民税

ア 均等割及び所得割に係る非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲を、 16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定する。

- イ 県外に主たる事務所を有する法人又は団体のうち次の要件に該当する者に対する一定の寄附金で、町民の福祉の増進に寄与する寄附金として町長が指定するものを寄附金控除の対象とする。
 - (ア) 県内に事務所又は事業所を有すること。
 - (イ) 法人又は団体の主たる目的である業務を県内において行っていること。
- ウ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を5年延長する。

(2) 固定資産税

課税標準を軽減する特例として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定に	
より認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づ	1/3
き設置する一定の条件を満たす雨水貯留浸透施設	

2 東浦町手数料条例及び東浦町個人情報保護条例の一部改正について(議案第33号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改 正(公布:令和3年5月19日、施行:令和3年9月1日)等に伴い、所要の規定を整 理する。

施行日:公布の日

個人番号カードの再交付手数料を廃止する等

第5 議 案: 町道路線

町道路線の変更について (議案第38号)

次のとおり町道路線を変更する。

整理番号	旧	路線名	起	点	(地	先)	
	新別		終	点	(地	先)	重要な経過地
6080	旧			丁大字顏	泰江字	大坪:	39 番	13	
		恭 法 00 日始	東浦町大字藤江字トウズ 26 番 2						
	新	藤江 80 号線	東浦町大字藤江字大坪 39 番 13						
		材	東浦岡	丁大字原	泰江字	トウン	ズ 27 :	番1	